

平成 26 年 3 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社丸誠  
代表者名 代表取締役社長 渋谷 正道  
(コード： 2434、 J A S D A Q)  
問合せ先 常務取締役管理本部長兼経営企画室長  
秋山 賢一  
(TEL. 03-3357-4545)

### 商号の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号の変更を含む「定款の一部変更」を、平成 26 年 6 月 25 日開催予定の第 55 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、平成 25 年 11 月 25 日付で開示した「本社移転に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、本社所在地の変更に伴う定款の変更を同定時株主総会に付議することが同日付で決議されておりますので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 商号の変更

##### (1) 変更の理由

当社は、本日開催の当社取締役会で、①当社を株式交換完全子会社、高砂熱学工業株式会社（以下「高砂熱学工業」といいます。）を株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うこと、及び、②本株式交換の効力発生を条件として、当社を吸収合併存続会社、高砂熱学工業の完全子会社である高砂エンジニアリングサービス株式会社（以下「高砂エンジ」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といい、本株式交換と併せて「本再編」といいます。）を行うことを決議しました。本再編により、当社が高砂グループの一員として新たに事業の拡大・発展を図るにあたり、商号を「高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社」に変更するものであります。なお、今回の商号変更は、本合併の効力発生を条件とするものであります。

本再編の詳細は、本日付で別途開示した「高砂熱学工業株式会社と株式会社丸誠の株式交換契約締結（簡易株式交換）及び株式会社丸誠と高砂エンジニアリングサービス株式会社の合併契約締結（簡易合併）に関するお知らせ」をご参照ください。

##### (2) 新商号（英文表記）

高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社（英文：Takasago Marusei Engineering Service Co., Ltd.）

(3) 変更予定日

平成 26 年 10 月 1 日 (水)

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①上記商号の変更に伴い、第 1 条 (商号) を変更するものです。
- ②本再編を契機に、当社の事業目的の一部に追加及び変更が生じるため、第 2 条 (目的) を変更するものです。
- ③平成 25 年 11 月 25 日開催の取締役会で決議した本社所在地の変更に伴い、第 3 条 (本店の所在地) を変更するものです。
- ④本再編を契機に、業務執行体制の更なる強化と充実を図るため、第 18 条 (員数) 及び第 22 条 (代表取締役および役付取締役) に所定の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
(商号) 第 1 条 当社は株式会社丸誠と称し、英文では、 <u>MARUSEI Co., LTD</u> と表示する。	(商号) 第 1 条 当社は高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社と称し、英文では、 <u>Takasago Marusei Engineering Service Co., Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第 2 条 当社は、次の業務を行うことを目的とする。 (1) (記載省略) (新 設)  (新 設) (新 設) (新 設) (2)～(18) (記載省略)	(目的) 第 2 条 当社は、次の業務を行うことを目的とする。 (1) (現行どおり) (2) 設備総合管理 (機械設備・電気設備・通信設備・防災設備・昇降機設備・その他建築付帯設備・クリーンルーム設備・造排水設備等の設備全体の高度管理・運転管理・維持管理等) (3) 上記設備の保守管理 (保守点検・整備等) (4) 上記設備の設計・施工および付帯工事 (5) 上記設備に関するコンサルタント業務 (6)～(22) (現行どおり)
(本店の所在地) 第 3 条 当社は本店を東京都新宿区に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 当社は本店を東京都渋谷区に置く。
(員数) 第 18 条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	(員数) 第 18 条 当社の取締役は、 <u>14</u> 名以内とする。
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)

<p>第 22 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2 <u>当社は取締役会の決議によって取締役社長、取締役会長各 1 名、専務取締役 2 名以内、常務取締役および取締役相談役若干名を選定することができる。</u></p> <p>3 <u>取締役社長は会社を代表し、取締役会長ならびに専務取締役もまた会社を代表することがある。</u></p>	<p>第 22 条 <u>当社は取締役会の決議により、取締役のうちより代表取締役を若干名選定する。</u></p> <p>2 <u>当社は取締役会の決議によって、取締役の中から、社長 1 名のほか、必要に応じて会長 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名定めることができる。</u></p> <p>3 <u>(削除)</u></p>
---	---

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 26 年 6 月 25 日 (水)

定款変更の効力発生日

①平成 26 年 10 月 1 日 (水)

(第 1 条、第 2 条及び第 18 条の変更について。なお、本合併の効力発生を条件とするものであります。)

②平成 26 年 6 月 25 日 (水)

(第 3 条の変更について)

以上